

鳥取市災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「支え愛マップ」とは、災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的として、独居、寝たきり及び認知症等の高齢者、障がい者等（以下「要支援者」という。）及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図のことをいう。
- (2) 「災害時要支援者対策」とは、住民組織又は住民組織の連合体（以下「住民組織等」という。）が主体となって、支え愛マップづくりを通じ、要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みや災害時の対応を円滑に進めるための平常時の見守り体制をつくる取組のことをいう。
- (3) 「住民組織」とは、住民自治を行うための意思決定機関（総会、役員会等）を有し、それに基づく活動や予算を確保されている最小単位の区域（地域により、町内会、自治会、公民館、地区、集落、地域等と称される範囲）をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、支え愛マップづくりを通じ、要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや、その対応を円滑に進めるための平常時の見守り等の住民組織等による取組及び地域住民が主体となった災害時の要支援者の避難支援に係る課題解決のための支え愛活動の充実を図ることを目的として交付する。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会とする。

(補助事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業は、第3条の目的の達成に資するため、補助事業者が別表第2欄に掲げる者（以下「間接補助事業者」という。）の行う同表第3欄に掲げる事業（以下「間接補助対象事業」という。）に対し、次条の規定により算定した額以上の間接補助金を交付する事業とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、別表第4欄に掲げる間接補助対象経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額に10分の10を乗じて得た額（同表第5欄に掲げる額を限度額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助事業者は、本補助金の額と社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）から交付を受けた補助金の額の合計した額

以上の額を間接補助事業者に交付しなければならない。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接交付の条件)

第8条 補助事業者は、第6条に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、 第9条の2、第10条、第12条（ただし書を除く。）、第16条、第17条並びに第18条第1項及び第3項	補助事業者等	間接補助事業者
	補助金等の交付	間接補助金の交付
	補助事業等の	間接補助事業の
	市長	補助事業者
	補助事業等を	間接補助事業を
	補助事業等変更（中止・廃止・） 承認申請書（様式第3号）	補助事業者が定める申請書
	補助事業等又は間接補助事業等	間接補助事業
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは指示
	補助事業等に	間接補助事業に
	補助事業等着手届（様式第4号）	補助事業者が定める届出書
	補助事業等が	間接補助事業が
	補助事業等完了届（様式第5号）	補助事業者が定める届出書
	補助事業等（補助金等が間接補助金等に係るものである場合にあっては、間接補助事業等。以下この条において同じ。）	間接補助事業
	補助事業等実績報告書（様式第7号）	補助事業者が定める報告書
	第10条第2項の規定により補助事業等完了届の提出があったとき又は補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額
 - (3) 重大な内容の変更
- (着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の規定により、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(間接的な変更等の承認)

第12条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第9条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第9条第1項の別に定める変更等を定めるに当たっては、第9条に定める変更を定めてはならない。

(指示等の報告)

第13条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第9条の2又は規則第18条第3項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了した日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第15条 間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを間接補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、補助事業者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を間接補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 補助事業者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第3号により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(財産処分の承認)

第16条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(間接的な財産処分の承認)

第17条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第16条の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第16条ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第16条第4号及び第5号の財産を定めるに当たっては、前条各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。
なお、この要綱の施行に伴い、わが町支え愛マップ推進事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市災害時における支え愛地域づくり推進事業補助

金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条関係）

1 間接補助事業名	2 間接補助事業者	3 間接補助対象事業	4 間接補助対象経費	5 限度額
災害時 要支援者 対策促進 事業	住民組 織等	(1) 支え愛マップの作成 (2) 要支援者の特性に応じた個別避難訓練の実施 (3) 要支援者への災害時の対応を円滑に進めるための平常時における見守り体制の構築 (4) 要支援者の見守り、避難支援に係る研修会・講習会の実施 (5) その他支援の必要な者の安全安心につながる住民組織等が主体となって行う事業 ※上記(1)の事業は必ず行うものとする。 ※支え愛マップは、原則、新たに作成するものに限る。	事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費 ※食糧費については、事業実施主体の飲食経費は対象外とする。 ※需用費及び備品購入費で購入した物品のうち、事業実施主体の構成員の個人所有となるものは対象外とする。	1 住民組 織等当たり 25 千円
災害時 要支援者 対策ステ ップアッ プ事業	既に支 え愛マッ プづくり に取り組 んでいる 住民組織 等	(1) (2)の実施主体となる地域支え愛会議（構成員：町内会長、愛の訪問協力員、となり組福祉員、民生委員、老人クラブ会長、関係住民等）の立ち上げ・運営 (2) 支え愛マップづくりで認識・共有された災害時の避難支援に係る課題の解決に向けた取組（例：災害時の障がい者等の個別避難支援、認知症徘徊模擬訓練など）	事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費 ※食糧費については、事業実施主体の飲食経費は対象外とする。 ※需用費及び備品購入費で購入した物品のうち、事業実施主	1 住民組 織等当たり 50 千円

		※上記(1)の事業は必ず行うものとする。	体の構成員の個人所有となるものは対象外とする。	
--	--	----------------------	-------------------------	--

様式第1号（第7条、第14条関係）

年度 { 災害時要支援者対策促進事業 } 計画（報告）書
 { 災害時要支援者対策ステップアップ事業 }

間接補助事業者

1 実施地区	
2 実施体制	
3 事業計画（実績）内容	
4 事業予定（実施）期間 年 月 日 ～ 年 月 日	
5 事業の目標・期待される効果	

他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所有している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

補助金名	事業内容	問い合わせ先

※添付書類：鳥取市社会福祉協議会が住民組織等に交付した補助金の交付決定通知書（額の確定通知書）の写し

※表題のいずれかの事業名に○をしてください。

様式第2号（第7条、第14条関係）

年度 $\left\{ \begin{array}{l} \text{災害時要支援者対策促進事業} \\ \text{災害時要支援者対策ステップアップ事業} \end{array} \right\}$ 収支予算（決算）書

間接補助事業者 _____

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度予算額) (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
市補助金				
県社協補助金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度予算額) (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
災害時要支援者対策促進事業（災害時要支援者対策ステップアップ事業）				
計				

（注）必要に応じて区分内容等は修正してください。

※表題のいずれかの事業名に○をしてください。

別紙

年度 { 災害時要支援者対策促進事業 } 支出予定（支出）額内訳書
{ 災害時要支援者対策ステップアップ事業 }

間接補助事業者 _____

(単位：円)

科 目	支出予定（支出）額	積算内訳
報償費		
旅費		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		
印刷製本費		
役務費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合 計		

※表題のいずれかの事業名に○をしてください。

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受 第 号で交付決定のあった鳥取市災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金について、鳥取市災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

- (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
- (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
- (4) 特定収入割合がわかる書類